

2021 年度 法学部 FD 活動方針・活動計画

1. 2021 年度 法学部 FD 活動方針

法学部 FD 活動においては、大学の内部質保証委員会および法学部の自己点検・評価委員会ならびに全学 FD 委員会の指針に従い、法学部自己点検・評価委員会と協力・連携しながら、所属教員の教育能力を高め、また研究者としての向上を支援することにつながる活動を実施していくことを本年度の活動方針とする。

2. 2021 年度法学部 FD 活動計画

具体的な活動計画は、以下のとおりである。

(1) 演習関連の課題

- ①ベーシック演習の共通テキストである『テキスト&マテリアルズ 2021』及び『利用の手引き』について、ゼミの教育内容の統一及び改善の観点から、引き続き内容の充実に努める。また全体講義についても、導入教育としての役割を踏まえつつ、法科大学院との連携を図りながら、より良い内容を検討していく。
- ②キャリア教育について、「ベーシック演習」、「ミドル演習」との連携（授業の振替や、教員による事前・事後の指導）を強化することにより、法学部キャリア教育への低年次生の参加をさらに促進する。3年次生対象には、キャリアサポートプログラム及び就職プログラムの利用を「アドバンスト演習」等を通じて促すなど、一層の充実に検討する。
- ③2021 年度 Q1~Q4 で実施されるミドル演習、アドバンスト演習の実施状況を把握し、検証する。

(2) 海外法文化研修に関する課題

2016 年度に開始された「海外法文化研修」は、2019 年度にはその第 4 回目としてマッコーリー大学 (Macquarie University、オーストラリア) での研修が実施され、13 名の参加があったが、新型コロナウイルス感染拡大のため、2020 年度は中止となり、またすでに 2021 年度についても中止を決断した。今後、新型コロナウイルス感染拡大の終息をまって、再開することになる。

(3) 韓南大学との学術交流に関する課題

法律学科では、韓南大学 (韓国) と教員間の学術交流及び学生の派遣を行ってきた。しかし上記 (2) と同様、新型コロナウイルス感染拡大のために 2020 年度の学術交流や学生の派遣は中止となり、2021 年も同様であるが、今後、より多くの学生が応募する環境を作るために、必要な検討を進める。

(4) 司法特修コースの運用に関する課題

法学部では「司法特修コース」を2019年度の新入生から適用を開始し、2020年度には本格的な運用が始まった。2021年度においては前年度の運用を振り返りながら再検討し、より良い制度として運用するための検討を重ねる。

(5) 法学会関連の活動

南山大学法学会は、法学および関連諸学の研究を促進することを目的とし、法学部の専任教員を正会員、法学部学生ならびに大学院法務研究科および大学院法学研究科学生を準会員とする組織であり、その本来の目的を確実に実現したいが、昨年度よりの新型コロナウイルス感染拡大による影響が避けられないため、状況を勘案しながら、実施可能な諸活動を模索することに努める（各種施設参観、外部識者を講師とする講演会、懸賞論文の募集など）。

(6) 法学部ゼミナール委員会活動関連の活動

ゼミナール委員会活動に対して適切で効果的な指導を行い、学生の主体的組織的な教育活動を育成支援する。具体的な活動としては、サマーセミナー、機関誌『法友南山』の編集・発行、卒業記念パーティ、新入生歓迎交流会などであるが、これらについても昨年度よりの新型コロナウイルス感染拡大による影響が避けられないため、状況を勘案しながら、実施可能な諸活動を模索することに努める。

(7) FD 企画等の活動

全学FD委員会及び法学部自己点検・評価委員会の活動を踏まえて、法学部のFD研修会を企画実施する。全学FD委員会主催又は法学部主催のFD研修会・講演会についても、FD委員より積極的にアナウンスを行い、参加者を募ることとする。さらに、必要に応じて専任教員の教育力向上に資する支援・促進活動を行う。日常的授業参観については、実際に参観する教員が極めて少ないという現状を教員間で共有し、引き続き改善に努める。

(8) ICT 授業の導入に関する活動

2020年初頭から始まった新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、多くの大学でICTを用いた授業（遠隔授業）が行われ、本学でも実施されてきた。ICTを用いた授業は単に現在の新型コロナウイルス感染対策としてだけでなく、近年文部科学省から推奨されていることでもあり、法学部においても遠隔授業に関する教員や職員の能力向上の機会を模索する。

以上